

人権教育・啓発に関する
知立市行動計画

平成23年3月

はじめに

皆様ご承知のように、すべての人々は、日本国憲法のもとに基本的人権が保障されており、私たちは、「人」として、どの人も同じく平等であり、一人ひとりがかけがえのない存在です。

しかしながら、平成21年2月に実施した「知立市 人権に関する市民意識調査」の中で、「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思う」と答えた人は全体の23.7%となっており、おおよそ4人に1人の方にとどまっているという状況です。

また、近年、情報や通信手段の急速な発達により、私たちの生活環境は、非常に便利で豊かになる一方で、社会を取り巻く情勢や環境はめまぐるしく変化し続け、社会が抱えるさまざまな課題は、ますます複雑化しています。

人権に関していえば、インターネットの掲示板を利用した人権侵害問題など、新たな課題が生じていたり、困難な状況を抱えている人々は、個々の人権課題にとどまらず、複数の問題を複合的に抱えていたりするなど、これまでとはまた違う形で課題に取り組んでいかなければなりません。

この「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」では、人権をとりまくさまざまな課題に対し、本市における人権に関する施策を総合的・計画的に進めていくために策定したものです。

今後、この計画に基づき、本市第5次総合計画後期基本計画の中のひとつに掲げております「思いやりの心を育むまち」の中で、人権に対する理解の定着、個性を大切にす地域社会づくりをめざし、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めてまいります。

終わりに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました皆さまに厚くお礼申し上げます。

2011年（平成23年）3月

知立市長 林 郁 夫



目 次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目標	1
3 計画の期間	2

第2章 背景と経緯

1 国内外の動き	3
----------	---

第3章 人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	6
2 学校などにおける人権教育の推進	10
3 職場における人権教育・啓発の推進	13

第4章 重要課題への対応

1 同和問題	16
2 女性	21
3 子ども	27
4 高齢者	31
5 障がい者	35
6 外国人	39
7 HIV感染者、ハンセン病患者・元患者など	42
8 さまざまな人権をめぐる問題	45

第5章 計画の推進

1 基本的な姿勢	48
2 推進体制	48
3 継続的な取り組み	48

資料編

日本国憲法（抄）	49
世界人権宣言	52
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	56
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	65
知立市人権施策推進本部設置要綱	66
知立市 人権に関する市民意識調査結果	68
用語解説	80

- ★ 本文中「※」印がついているものは、資料編「用語解説」に説明があります。
- ★ 担当課名は、平成23年4月1日現在の機構に基づいています。

第1章 基本的な考え方

基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、第11条では「侵すことのできない永久の権利」と明記されています。

しかし近年、社会のめまぐるしい情勢変化や、社会構造の複雑化、価値観の多様化などの中で、さまざまな人権課題が生じており、その解決のためには、市民一人ひとりが常に人権感覚を磨いていくことが重要です。

また、市民一人ひとりの人権が尊重され、平和で幸福な社会をつくるためには、人権教育・啓発の重要性を認識し、積極的に取り組んでいく必要があります。

本市では、市民一人ひとりが互いに尊重しあい、差別や偏見のない社会を実現するため、この計画に基づき、人権教育・啓発を進めてまいります。

1 計画策定の趣旨

人権に関する問題は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など多岐の分野にわたり、その背景や経緯が多様なため、本市においてもそれぞれの分野で個々に取り組んでいます。

しかし、このように多様な人権問題を解決・解消していくためには、あらゆる人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを総合的に進めていくことが必要です。

この計画は、こうした地域社会の実現に向けて、行政と市民が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などさまざまな場における人権教育・啓発を推進するため、本市の基本的考え方、各分野での現状と課題、それに対する具体的な取組みなどを明らかにし、人権教育・啓発に関する施策を推進していくための指針として策定するものです。

2 計画の目標

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見をなくすため、差別を受けた人の痛みや、見えない差別に苦しむ人のつらさをお互いに共有できるような思いやりの心をはぐくむ知立市の実現をめざして、人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する重要課題に市をあげて取り組みます。

(1) 人権感覚の醸成

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権の意義やその重要性を理解し、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活における人権への配慮が、その態度や行

動に現れるよう、人権感覚を醸成することが大切です。

(2) 個人の尊厳の確保

平等で平和な社会を実現するには、個人が自由であり、かつ個性と能力を十分に発揮し、市民一人ひとりが自立した人間としての尊厳が保たれることが必要です。

(3) 共生の社会の推進

地域社会では、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方などの違うさまざまな人たちが、相互依存しながら生活しています。そうした違いを認めあいながら、いろいろな価値観を受け入れ、お互いの人権を尊重するとともに、^{*}マイノリティの立場に置かれている人のつらさや厳しさに気づくことができるような思いやりのある共生の社会をつくるのが大切です。

(4) 多種多様な取組みの推進

人権問題は、多種多様な分野にわたっているため、人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至るあらゆる年齢層、職業を対象とし、さまざまな場を通じて行うことが必要です。

3 計画の期間

この計画は、随時、施策の実施状況を検証しながら必要に応じて見直しを行います。



第2章 背景と経緯

1 国内外の動き

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	知立市の動き
1947年 (昭和22年)		「日本国憲法」施行 「国民主権」、「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とし、第14条では「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とするなど、すべての人々の基本的人権は侵すことのできない権利として保障しています。		
1948年 (昭和23年)	第3回国連総会「世界人権宣言」採択 すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を明らかにするとともに、今日の基本的人権の考え方が示されました。			
1965年 (昭和40年)	第20回国連総会「人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）」採択	同和对策審議会答申 同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、さらにその解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」という理念のもとに「生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上および基本的人権の擁護等」総合的な施策の展開を求めました。		
1966年 (昭和41年)	第21回国連総会「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会的規約、A規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）」（国際人権規約）採択			
1969年 (昭和44年)		「同和对策事業特別措置法」施行 同和問題の早期解決を図るため、住環境整備から啓発事業まで広い分野にわたって同和对策事業が推進されました。		
1979年 (昭和54年)	第34回国連総会「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会的規約、A規約）」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）」（国際人権規約）を批准		
1982年 (昭和57年)		「地域改善対策特別措置法」施行		隣保館開館
1983年 (昭和58年)				新しいまちづくり事業承認 (1988年(昭和63年)事業完了)
1984年 (昭和59年)	第39回国連総会「拷問等禁止条約」採択			
1985年 (昭和60年)		「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）」締結		
1987年 (昭和62年)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行		
1989年 (平成元年)	第44回国連総会「子ども権利条約（児童の権利に関する条約）」採択			

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	知立市の動き
1994年 (平成6年)	第49回国連総会「人権教育のための国連10年(1995年～2004年)」とする決議と行動計画採択 人権とは何かということ各人が理解し、人権尊重の意識を高め、人権が尊重された社会を創造していくことが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題であると位置づけ、各国に対し「国内行動計画」を策定し、人権教育・啓発への取組みを強く求めています。	「子ども権利条約(児童の権利に関する条約)」批准		
1995年 (平成7年)		「人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)」加入 人権教育のための国連10年推進本部設置	「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択	
1996年 (平成8年)		地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」意見具申提出 差別意識の解消を図るには、これまでの同和教育や啓発活動で積み上げられてきた成果とこれまでの手法の評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであると提言しました。		
1997年 (平成9年)		「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画策定 「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと」を目標としています。 人権擁護施策推進法の施行 人権擁護推進審議会設置 「地対財特法」の一部改正法	「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言 人権問題の解消のためには、行政をはじめ県民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、自治体として全国に先駆けて行いました。	
1999年 (平成11年)		「拷問等禁止条約」加入	愛知県人権施策推進本部設置	
2000年 (平成12年)		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行 人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生などの人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とし、基本理念として国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならないとされています。		
2001年 (平成13年)			人権教育・啓発に関する愛知県行動計画策定	

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	知立市の動き
2002年 (平成14年)		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定		
2003年 (平成15年)				第5次知立市総合計画策定 差別のない社会づくりやお互いの人権を尊重する意識を醸成するため「思いやりの心を育むまち」をめざし、「人権に対する理解の定着」や「個性を大切にす地域社会づくり」に取り組んでいます。
2005年 (平成17年)	「人権教育のための世界計画」 「人権教育のための国連10年(1995-2004年)」の終了をうけ、第59回国連人権委員会にて、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議(2004/71)」が無投票で採択されました。この計画は、終了時限を設けずに3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定し、第一フェーズ(2005-2007年)は初等中等教育に焦点をあてることとなりました。			
2006年 (平成18年)	第61回国連総会 「障害者権利条約」「強制失踪条約(強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約)」を採択			知立市人権政策推進本部設置 あらゆる差別の解消をめざし、広く人権思想の普及に努め、市民一人ひとりがお互いに尊重しあう地域社会を実現するため、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進する目的で設置されました。
2007年 (平成19年)		「障害者権利条約」「強制失踪条約」に署名	「愛知県 人権に関する県民意識調査」実施	
2009年 (平成21年)				第5次知立市総合計画後期基本計画策定 「知立市 人権に関する県民意識調査」実施

第3章 人権教育・啓発の推進

1 家庭、地域社会における人権教育・啓発の推進

《現状と課題》

家庭は、子どもにとって家族のふれあいを通じ、人権の尊さ、生命の大切さなどを学ぶ場であり、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、人格を形成するために最も重要な場です。

しかし、近年の少子化、核家族化、地域とのつながりの希薄化などにより家庭をとりまく環境は大きく変化しており、家庭における育児力や教育力の低下が指摘されています。それにともない子どもへの虐待、親への暴力などさまざまな問題が生じています。

また、高齢社会の進展により、ねたきりや認知症など介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、これらの要介護者を抱える家族の心身への負担は非常に重くなっています。その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄が生じています。さらに、家庭内には依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っているほか、配偶者間における暴力や子どもへの暴力などが生じています。

家庭における親の差別的な意識や言動は、子どもの人格を形成するうえで大きな影響を与えており、家庭は子どもの成長過程において非常に重要な役割を担っています。

家庭において子どもへの人権尊重の意識をはぐくむため、子育てや育児、介護、家事などを性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、家庭の中で協力して取り組むことを通じて豊かな心を育てるとともに、子育てへの支援や子育てに関する相談体制を充実するなど家庭に対する支援策の充実が必要です。

また、地域社会は人々が交流し、生活する場であり、一人ひとりが豊かで充実した生活を過ごすためには、地域社会の中でお互いの人権が尊重され、ともに生きがいを持って豊かに暮らせる環境をつくることが重要です。

しかし、都市化や国際化の進展などにより地域社会における連帯感が希薄になり、近隣同士のトラブルや差別、偏見などが生じています。

このようなことから、地域社会、家庭、学校、行政などが連携、協力して人権尊重の意識啓発を推進するための環境づくりや地域住民相互の理解を深めるため各種交流事業、ボランティア活動を支援することが必要です。



《施策の方向と取組み》

■家庭における教育力などの向上

人格形成のうえでもっとも重要な場である家庭における育児力、教育力などの向上を図るため、子育てへの支援や子育てに関する相談体制を充実し、豊かな心を育てる家庭をつくるための支援に努めます。

取組み	担当課
1 家族がふれあう機会を充実します。	
・「家庭の日」の周知、啓発	生涯学習スポーツ課
・家族がふれあう各種事業の実施	生涯学習スポーツ課 関係各課
2 子育て、介護など家庭への支援を充実します。	
・子育てに関する学習支援、情報提供	子ども課 健康増進課 生涯学習スポーツ課
・子育て、介護、福祉などに関する相談体制の整備	福祉課 子ども課 長寿介護課
3 家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消に努めます。	
・男性への料理、家事、育児などに関する教室や講座の開催	健康増進課 生涯学習スポーツ課
・広報紙やパンフレットなどによる啓発	協働推進課



■地域社会における人権尊重の環境づくり

すべての人が、お互いを尊重しあい、ともに生きがいを持って豊かに暮らせる環境をつくるため、地域社会、家庭、学校、行政などが連携、協力して人権に関する学習、教育・啓発するための活動や地域住民相互の理解を深めるための各種交流事業、ボランティア活動を支援します。

取組み	担当課
1 身近で参加しやすい学習環境づくりに努めます。	
・生涯学習ガイドブックなどにより地域、学習活動の情報提供	生涯学習スポーツ課
・生涯学習地域推進員による学習活動の推進	生涯学習スポーツ課
・まちづくり出前講座の充実	生涯学習スポーツ課 関係各課
・公民館などでの各種学習、交流活動の充実	生涯学習スポーツ課 関係各課
・啓発資料などによる情報提供	協働推進課
2 地域社会、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化を図ります。	
・人権擁護委員との連携強化、活動支援	協働推進課
・PTAや地域婦人会など社会教育関係団体への支援	生涯学習スポーツ課
・関係団体との連携強化	協働推進課

■学習機会の充実

市民一人ひとりが、人権に関する基本的知識や考え方、人権感覚を身につけるようさまざまな家庭教育や社会教育の場を通じて、人権に関する学習機会の充実に努めます。

取組み	担当課
1 人権に関する基本的知識の啓発を図ります。	
・基本的人権の尊重について理解促進の啓発	協働推進課
・世界人権宣言をはじめとする、国際規約や条約などの周知	協働推進課 関係各課
2 人権に関するさまざまな学習機会の提供や啓発活動を充実します。	
・広報紙やパンフレットなどによる啓発	協働推進課
・「人権問題を考える講演会」などの実施	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・憲法記念日、人権週間などにおける啓発活動の実施	協働推進課
・出前講座における人権の学習機会の提供	協働推進課 生涯学習スポーツ課

■指導者の養成

地域社会における人権教育・啓発を推進するにあたり、その指導者の養成が重要であり、要となる人材を養成するため、指導者の養成、研修を推進します。

取組み	担当課
1 人権教育・啓発を推進するため指導者養成に努めます。	
・指導者養成のための学習機会の提供、参加の促進	協働推進課



2 学校などにおける人権教育の推進

《現状と課題》

学校、幼稚園、保育園などにおける教育（学校教育及び保育）は、子どもの人格形成に大きな影響を与えるもので、人権教育の中心的役割があり、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身につけ、社会に貢献する精神をはぐくむうえで、とても重要です。

就学前教育においては、子どもたちの人格形成の基礎が培われる大切な時期に、人権を大切にすする心の育成を図り、楽しく生活が送られるように、豊かな心をはぐくむ教育や保育の充実に努めています。

また、人権に対する問題は、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、その背景や経緯は多様です。このような多様な人権問題を解決や解消していくためには、人権全般が尊重され差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくことが必要であり、その基礎を培うために、学校教育・幼稚園教育や保育が果たす役割は重要になります。

これまで、学校、幼稚園、保育園などにおいては、児童生徒、幼児一人ひとりが違いを認め、尊重しあい、それぞれの良さや可能性を發揮して、自己実現を図りながら、教職員、保育士とともに、互いに信頼しあい、共感しあって、温かい人間関係をつくる教育活動を展開してきました。

しかし、近年の子どもをとりまく環境は、国際化、情報化、少子高齢化などにより、大きく変化しており、差別や偏見による人権問題が存在し、いじめや不登校をはじめとするさまざまな課題が存在しているのが現状です。

今後も、それらの問題の解消と望ましい人権意識の育成をめざして、すべての学校、幼稚園、保育園などで、社会の中のあらゆる差別をなくすため、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成する人権教育に取り組むことが必要です。そのためには、児童生徒、幼児の発達段階に応じ、差別の問題に関して、知的理解にとどまらず、人権感覚を身につけた態度や行動をとれるようにしなくてはなりません。

特に、子どもたちが人権について、主体的に考え、正しく判断し、それを大切にすする意識を育てるために、教育活動全体を通して、それぞれの教科、領域がどのような役割を分担すべきかを明らかにした人権教育の全体計画を作成し、そのうえで、児童生徒、幼児の発達の段階を踏まえ、系統的かつ発展的な指導をしていくことが必要です。

また、人権教育を推進していく基礎は、教職員や保育士自身が、豊かな人権感覚を身につけなければなりません。推進体制を確立し、人権教育を実践できる資質と能力を身につけるための研修の充実に努めていくことが大切です。

《施策の方向と取組み》

■教育活動全体を通じた人権尊重の教育の充実

社会の中のあらゆる差別をなくすため、人権尊重の精神を培い、実践的態度を育成するため、児童生徒、幼児の発達段階に応じ、具体的な生活の中に生かすことができる判断力、実践力を養うために、教育活動全体を通じた、人権尊重の教育を推進し、その内容と方法を充実します。

取組み	担当課
1 就学前教育における人権尊重の教育を推進します。	
・人権尊重の精神の基礎を築く教育、保育の推進	子ども課
2 学校教育における人権尊重の教育を推進します。	
・各教科、道徳など全教育活動を通じた人権尊重の意識を高める教育の推進	学校教育課
3 人権尊重の教育の内容と方法を充実します。	
・ボランティア活動や自然体験など体験活動の充実	学校教育課 関係各課
・いろいろな人との交流機会の充実	学校教育課 関係各課
・総合的な学習の時間などを通じた体験や参加型学習機会の充実	学校教育課
・人権を自分で考えるための作文づくりの機会の充実	学校教育課
・人権について話しあう機会の充実	学校教育課
・具体的な事例を活用した学習機会の充実	学校教育課
・指導資料の作成	学校教育課

■教職員、保育士の指導力の向上

人権教育を推進していく基礎は、教職員、保育士が、豊かな人権感覚を身につけていくことです。そのために、日常の教育活動のさまざまな機会や場面で人権教育を実践できる資質と能力を身につけるための研修や人権に関する学習の機会の充実に努めます。

取組み	担当課
1 教職員、保育士の指導力の向上を図ります。	
・教職員、保育士の研修の充実	子ども課 学校教育課
・教職員、保育士を対象とした人権に関する学習機会の充実	子ども課 学校教育課

■安心して楽しく学ぶための環境づくり

いじめ、不登校、社会生活への不適応などのさまざまな問題が存在する中で、人権を配慮した生徒指導や学校運営に努めるとともに、子どもや保護者のための相談活動の充実と相談体制を整備するなど、安心して楽しく学ぶための環境確保に努めます。

取組み	担当課
1 人権に配慮した教育への指導や学校などの運営に努めます。	
・人権に配慮した教育への指導の徹底	子ども課 学校教育課
・教職員、保育士に対する指導の強化	子ども課 学校教育課
2 児童生徒に対する相談体制を整備します。	
・ [*] スクールカウンセラー、 [*] あいフレンド、 [*] 心の教室相談員などによる相談体制の充実	学校教育課

■家庭、地域社会、行政との連携強化

人権教育を一層充実させるために、学校などと、家庭、地域社会、行政の情報を共有し、それぞれの教育機能を十分に生かすとともに、人権教育の正しい認識と理解が一層深まるように、問題の発生防止と解決に一体となって取り組むよう、連携、協力の強化を図ります。

取組み	担当課
1 家庭、地域社会、行政との連携、協力の強化を図ります。	
・家庭、地域社会への情報提供の充実	学校教育課 関係各課
・いじめなど重大な問題を話しあう機会の充実	学校教育課
・PTA などの社会教育関係団体への支援	生涯学習スポーツ課
・保育園などで行う地域活動の充実	子ども課



3 職場における人権教育・啓発の推進

《現状と課題》

市職員は、全体の奉仕者という自覚を持ち、人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身につけるとともに、職員一人ひとりが常に人権尊重の視点からそれぞれの職務を遂行することが求められます。

また、職場における人権教育・啓発を積極的に推進し、人権が尊重される職場づくりに取り組むことが必要です。

このため本市では、新規採用職員をはじめ、全職員を対象とした人権教育・啓発に関する研修を計画的に実施し、職員の人権意識の高揚に努めています。

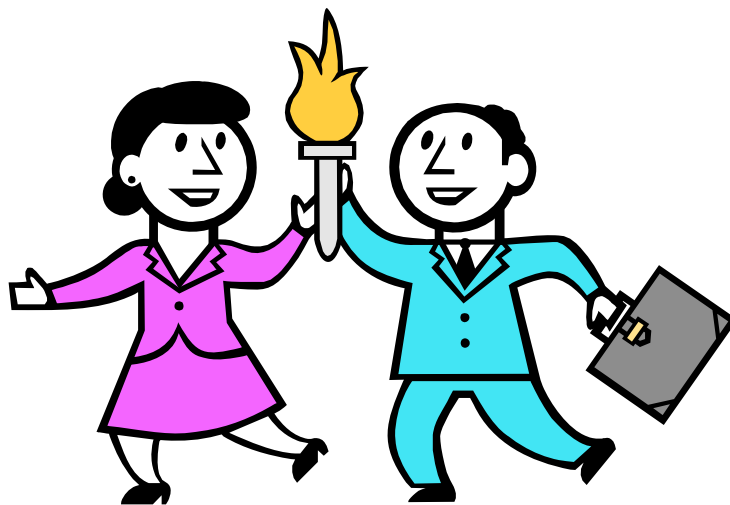
今後も、各職場において人権に配慮する市民サービスを提供できるよう、また、人権教育・啓発の中心的役割を担えるよう、職員研修の充実に努めます。

企業等事業所は、文化や社会生活の向上に大きな影響力を持つと同時に、地域社会を構成する一員として社会的責任を有しており、社会的貢献が求められています。

しかし、男女の賃金や昇任などの格差是正の問題、働く男女の仕事と家庭の両立を可能とする環境の整備、セクシュアル・ハラスメントの問題など、取り組むべき課題が山積しています。

こうした中で、「男女雇用機会均等法」の施行にともない、男女の均等な機会、待遇の確保に対する取組みが進められています。

また、職業選択の自由、就職の機会均等の観点から、企業等事業所においては、採用にあたっての^{*}統一応募用紙の採用や^{*}公正採用選考人権啓発推進員の設置など、公正な採用選考システムの確立に向けた取組みや人権研修が進められていますが、より一層人権教育・啓発に取り組み人権意識の高揚を図っていくことが必要です。



《施策の方向と取組み》

■市役所などにおける人権教育・啓発の充実

本市職員が人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重を基本とした職務を遂行するため、職員研修の充実や学習機会の提供に努めるとともに、人権が尊重される職場づくりに取り組みます。

また、各職場や各担当職務の中で人権の視点を持ち、人権に配慮した施策の取組みに努めます。

取組み	担当課
1 基本的人権を尊重した職務を遂行するための教育・啓発を充実します。	
・市職員を対象とした人権研修の継続的な実施	協働推進課 総務課
・研修指導者の養成	協働推進課 総務課
・市職員の講演会などへの参加促進	協働推進課 総務課
・男女共同参画の意識啓発	協働推進課
・個人情報保護のための意識啓発	協働推進課

■企業等事業所への啓発の推進

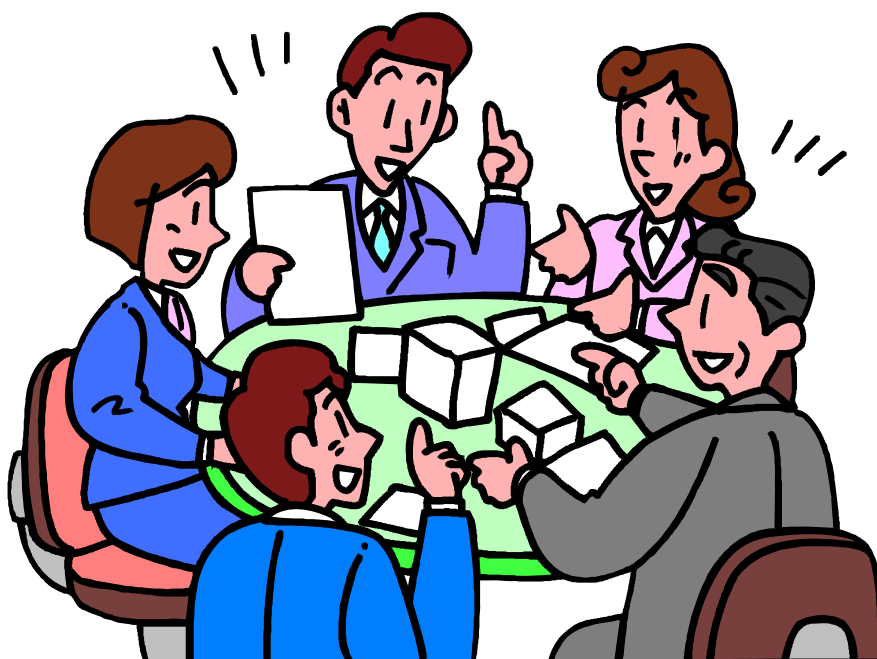
企業等事業所は、労働を通じた社会参加の場であるとともに、私たちの生活の場でもあり、人権問題の解決に果たす社会的役割と責任は極めて大きいと考えられます。人権意識の高揚を図るため関係機関などと連携、協力しながら啓発に努めます。

取組み	担当課
1 「就業の機会均等」や「公正な労働条件」の確保のため雇用主などへの啓発を推進します。	
・パンフレットの配布などによる啓発	経済課
・男女共同参画の意識啓発	協働推進課
・「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」など労働関係法の周知	経済課
・「偽装請負」「賃金不払残業」などの違法行為の周知	経済課
・あいち若者職業支援センターと共同し、若者就労事業の周知	経済課
・ハローワークの日系人就業支援事業と共同し、外国人の就業支援	経済課
・「公正採用選考人権啓発推進員」制度の周知、設置の推進	協働推進課
2 職場における人権意識の高揚のための啓発を推進します。	
・性的嫌がらせ、上下関係の嫌がらせ防止の周知など職場環境改善の啓発	経済課

■企業等事業所における人権教育・啓発の推進

企業等事業所において、社会的役割と責任を自覚しながら、公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境が整備されるよう、また、企業等事業所の自発的な人権教育・啓発がされるよう周知を図ります。

取組み	担当課
1 企業等事業所における人権教育・啓発を推進します。	
・企業等事業所における教育、啓発資材の情報提供	協働推進課
・企業等事業所が実施する研修などへの支援	協働推進課



第4章 重要課題への対応

1 同和問題

《現状と課題》

同和問題は、特定の地域に生まれ、育ち、住んでいるというだけの理由で日常生活においてさまざまな差別を受け、日本国憲法で定める基本的人権が侵害される、わが国固有の重大な人権問題です。

1965年（昭和40年）に出された国の同和対策審議会の答申では、同和問題の本質を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、さらに「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけ、同和対策を生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護などを内容とする総合対策でなければならないとしています。

この答申を受け、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）が制定され、同和問題の早期解決を図るため住環境整備から啓発事業まで広範な同和対策事業が推進されることになりました。

その後、1982年（昭和57年）には、「同対法」に代わり、「地域改善対策特別措置法」が施行され、1987年（昭和62年）からは「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が施行され、1992年（平成4年）の一部改正を経て、特別対策として事業が総合的に実施されました。この取り組みの結果、生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤は整備され、差別の解消に大きな成果をあげました。

こうした中、1996年（平成8年）に出された地域改善対策協議会の「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」では、「特別対策は、事業実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである」とされています。

これを受けて、「地対財特法」は1997年（平成9年）に一部改正が行われ、同和対策事業の一般対策への円滑な移行のための経過措置として特別対策事業を限定し、再度5年間延長されることになりました。この改正にともない、従来、差別意識の解消のため特別対策事業として行ってきた教育関係事業や各種の啓発事業についても、す

べての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発の推進事業として発展的に再構成され、同和問題はその中の重要課題として取り組まれることとなりました。

ただし、前述の地域改善対策協議会の意見具申では、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と述べています。

そして、2000年（平成12年）に、人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

また、2002年（平成14年）には、同法第7条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示されました。

本市においても、同和問題の解消に向け、これまで住環境の整備などによる基盤整備の実施や、市民一人ひとりの心理的差別を解消し、人権意識の高揚を図るためのさまざまな教育・啓発活動に取り組んできました。

しかしながら、平成21年2月に実施した「知立市 人権に関する市民意識調査」の結果で、結婚相手を決めるときの家柄や血筋を問題にする風習についての問に対し、「当然だと思う」人の割合が19.1%、結婚にあたり家柄や家族状況を調べること（聞き合わせ）について「当然だと思う」人の割合が32.5%となっており、愛知県が平成19年12月に実施した「愛知県 人権に関する県民意識調査」の結果と比較すると、前者は県よりも1ポイント少なく、後者は0.3ポイント少ないもののそれぞれ2割から3割の人が「当然だと思う」結果となっています。

また、企業が採用選考のとき身元調査をすることについての問に対し、「当然だと思う」人の割合が44.8%となっており、県の結果と比較すると2ポイント多くなっています。

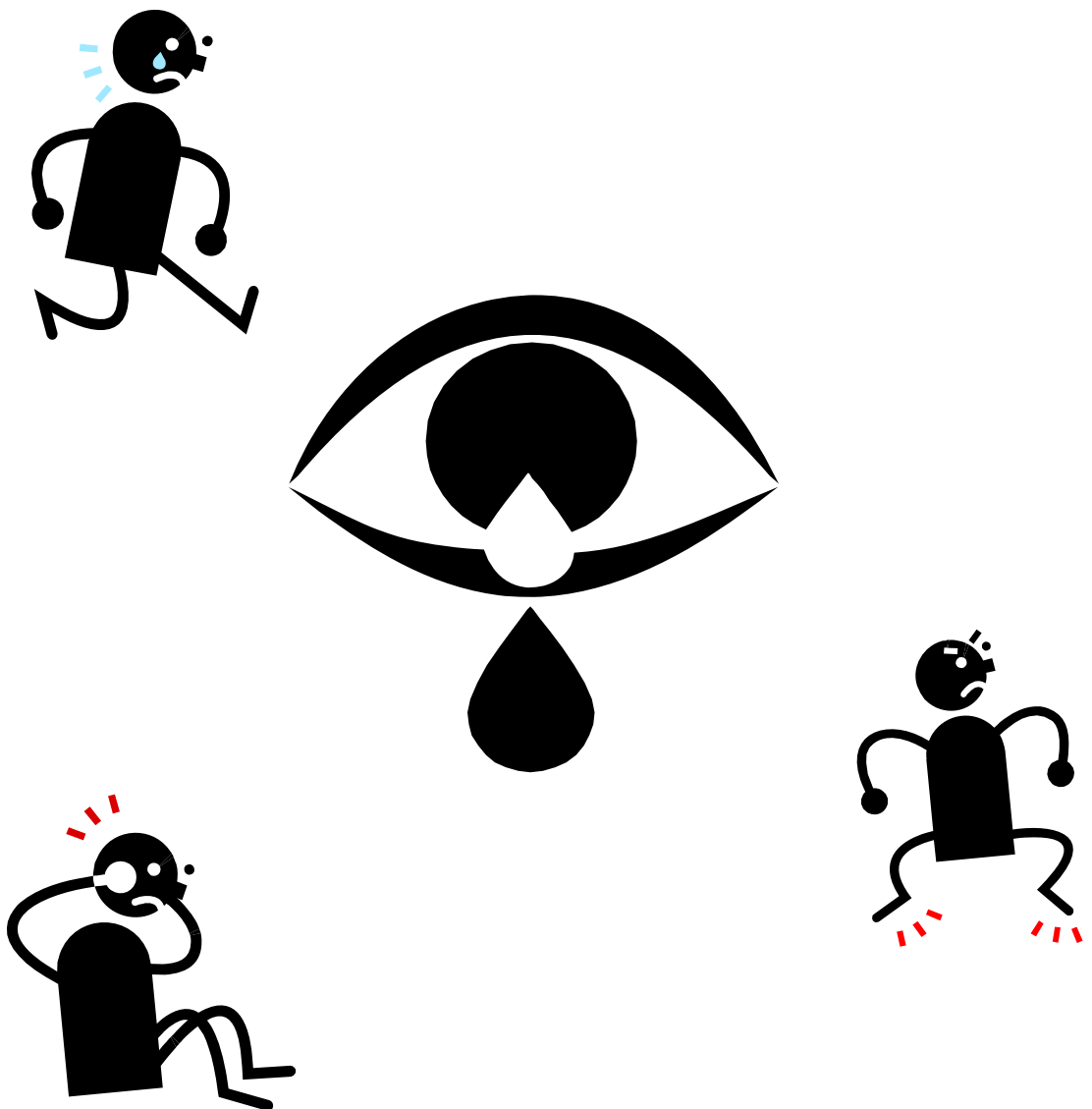
こうした状況から、今後もさまざまな場や機会をとらえて、継続した人権教育・啓発活動を実施し、市民一人ひとりの人権意識を高めていくことが必要です。

さらに、最近ではインターネットなどの掲示板を利用した差別情報の掲示、流布といった新たな問題も起こっており、特に2007年には、愛知県内を特定し、差別したホームページが作られるなどといった事件も起きています。この中には、同和地区への偏見や差別をあおる情報をはじめ、個人のプライバシーを侵害する情報も掲載されています。

これらの行為は、匿名性が保たれるというインターネットの特徴を悪用した、同和問題への誤った意識を植えつける興味本位で無責任なものであり、差別を助長するこ

とつながります。市民一人ひとりが、コミュニケーションの相手は人間であることを意識し、人権尊重を心がけることが大切です。

今後も差別意識の解消に向けて、教育・啓発活動を引続き積極的に推進します。



《施策の方向と取組み》

■同和・人権教育・啓発活動の推進

心理的差別を解消するため、家庭、地域社会、学校などあらゆる場や機会をとらえて啓発活動を推進します。

取組み	担当課
1 あらゆる機会を通じ、心理的差別解消に向けた同和・人権教育・啓発活動を推進します。	
・広報紙やパンフレットなどによる啓発	協働推進課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによる啓発	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・職員研修や研修会などへの参加による意識啓発	協働推進課 関係各課
・人権擁護委員などと連携した啓発活動	協働推進課
2 学校を通じて、同和・人権教育を推進します。	
・教職員などの計画的、体系的な研修の充実	学校教育課
・人権尊重の教育に関する研究や指導資料の作成	学校教育課
・学校教育のなかでの同和、人権教育の取組み	学校教育課
3 家庭や地域社会との連携を図ります。	
・授業参観、人権教育講演会の実施	学校教育課
・同和・人権教育の取組みの紹介	学校教育課

■隣保館の活用

隣保館において、地域社会全体の中で同和問題の解決、福祉の向上や人権尊重の意識の普及、高揚を図るため、人権啓発及び住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種講座や交流事業、相談事業などを推進します。

取組み	担当課
1 地域住民の啓発、交流の場となる事業を推進します。	
・地域交流事業の促進	協働推進課
・各種講座や教室のニーズの把握	協働推進課
・啓発資料の配置などの充実	協働推進課
2 地域住民の生活や文化の向上を図ります。	
・教養講座、文化講座の推進	協働推進課
・相談事業の推進	協働推進課
・文化的向上を図るため、図書事業の推進	協働推進課

■えせ同和行為の排除の推進

同和問題を口実として、高価な書籍やビデオなどを売りつけるえせ同和行為は、同和問題に関する誤った認識を植えつけ、同和問題を解決するうえで大きな阻害要因となっており、これを排除することが大きな課題となっています。

この排除のため、関係機関との連携を強化するとともに、相談及び啓発活動の充実に努めます。

取組み	担当課
1 えせ同和行為排除のための啓発、相談を推進します。	
・パンフレットなどによる啓発及び相談機関の周知	協働推進課
・市民などからの相談への対応	協働推進課

■相談・支援体制の充実

同和問題に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、相談窓口や支援体制の周知、充実に努めます。

取組み	担当課
1 相談窓口や支援体制の周知、充実に努め、関係機関との連携を強化します。	
・人権侵害の相談窓口や支援体制の周知、充実	協働推進課 関係各課
・救済制度や支援機関の情報提供	協働推進課 関係各課
・人権救済機関など関係機関との連携、協力	協働推進課 関係各課



2 女性

《現状と課題》

国連は、女性の地位向上を図るため 1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と定めるとともに、1979 年（昭和 54 年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、各国に対し女性の人権を確立するための措置を規定し、国際社会における女性に対する差別や偏見の改善に努めました。

わが国でも、この「女子差別撤廃条約」を 1985 年（昭和 60 年）に批准し、同年に「男女雇用機会均等法」が制定され、さらに 1999 年（平成 11 年）に改正、施行しました。

また、1984 年には、それまで生まれてくる子どもが日本国籍を取得するためには、父親が日本国籍を持つことが必須条件となっていた国籍法が改正され、出生時に父母のいずれかが日本国民であれば日本国籍を取得できることとなり、国籍をめぐる男女差別が解消されました。

そしてまた、女子差別撤廃条約では、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、同一の教育課程を享受する機会を与えるように述べていることから、家庭科の男女共修について、1993 年から中学校で、1994 年から高校で実施することとなりました。

また、1999 年「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女の人権尊重などをはじめとする 5 項目の基本理念と、国、地方公共団体、国民に対する男女共同参画社会の形成に向けての責務が定められました。

そして、2001 年（平成 13 年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 法)」が制定されました。

本市でも、1995 年（平成 7 年）に知立市女性問題懇話会（2006 年（平成 18 年）4 月 1 日「知立市男女共同参画推進懇話会」に改称）を設置し、女性に関する諸問題の把握と施策のあり方について協議を重ね、1999 年（平成 11 年）に「知立市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、取組みが進められてきました。

そして、2009 年（平成 21 年）3 月に計画期間の終了を迎えましたが、いまだ「男は仕事」「女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、人々の意識は、社会の慣行や慣習にとらわれている女性に対する差別や偏見が存在しています。特に、同和地区の女性、高齢の女性、障がいのある女性、外国人女性などはより一層厳しい状況にあります。

また、「ドメスティック・バイオレンス」や「セクシュアル・ハラスメント」「ストーカー行為」など、主に女性に対する身体的、性的、心理的な暴力など、新たに取組むべき問題もあることから、「第 2 次知立市男女共同参画プラン」を策定し、引続きこれらの女性をとりまく問題をはじめとした男女共同参画施策の取組みを進めています。

す。

そして、このような、女性に対する人権侵害であるさまざまな形の暴力や犯罪は許されない行為であり、人権問題として厳正な対処と、人権侵害防止に向けた対策の充実が必要です。

また、男女平等の視点に立ち、家庭、地域、職場、学校、そのほかの社会のあらゆる分野で男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮し、いきいきと輝くことのできる社会を実現するため、今後も積極的に諸施策を推進します。



《施策の方向と取組み》

■男女共同参画意識の高揚

男女平等意識の高揚を図るため、職場、家庭、学校、地域など社会のあらゆる場でお互いを認めあい、自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの生き方が尊重されることと、男女が性別による差別を受けることのない男女共同参画社会の形成をめざして、より一層教育・啓発活動を推進します。

取組み	担当課
1 総合的な意識啓発を推進します。	
・ 広報紙や市のホームページなどによる情報提供、啓発	協働推進課
・ 市の各施設における男女共同参画コーナーによる資料、情報などの提供	協働推進課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによる啓発	協働推進課 生涯学習スポーツ課
2 学校教育における男女平等意識を啓発します。	
・ 教育関係者の意識変革のための情報提供、学習支援	学校教育課
・ 児童生徒への男女平等意識の啓発	学校教育課
3 家庭における性別による固定的な役割分担意識の見直しを啓発します。	
・ 広報紙やシンポジウムなどによる性別による固定的な役割分担意識の見直しなどの意識啓発活動	協働推進課
・ 男性への料理、家事、育児などに関する教室や講座の開催	生涯学習スポーツ課 健康増進課

■女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、その根絶に向けて啓発活動に努めるとともに、関係機関や近隣自治体との連携を強化し、近隣自治体と共同で相談体制や救済制度の充実を図れるよう、広域の体制づくりをめざします。

取組み	担当課
1 女性に対する暴力の根絶のための教育・啓発に努めます。	
・ 広報紙や講座の開催、パンフレットなどによる啓発	協働推進課
・ 相談窓口の周知、啓発	協働推進課
2 関係機関などとの連絡、連携を強化します。	
・ 庁内虐待防止ネットワーク会議などの活用や庁内の関係各課との連携強化	協働推進課
・ 支援機関などの情報提供、連携強化	協働推進課

■職場における男女共同参画の実現

職場における男女共同参画を実現するため、職場において男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、男女がともに仕事と家庭を両立させるための雇用環境づくりと、子育て支援をはじめとする社会環境づくりに努めます。

取組み	担当課
1 職場における男女平等意識を推進するための情報提供と意識啓発を推進します。	
・男女雇用機会均等法普及のための啓発活動	協働推進課 経済課
・女性の労働に関する情報の収集、提供	経済課
2 女性の労働相談を充実します。	
・女性の労働条件の悩みやセクシュアル・ハラスメントなどの相談窓口の紹介、啓発	協働推進課
3 育児・介護休業制度の周知・普及に努めます。	
・育児、介護休業制度の周知、普及による利用促進	経済課
4 子育て支援の推進と充実に努めます。	
・多様なニーズに応じた乳幼児保育の充実	子ども課
・放課後児童の健全育成	子ども課
・子育て支援事業の推進	子ども課



■女性の社会参画の促進

男女共同参画を促進するには、男女がともに責任を持って家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるようにすることが大切です。女性自らの意思で、政策・方針決定の場や社会活動へ積極的に参加していくことが不可欠であり、各種審議会などへの登用や地域活動、学習活動への参加を支援します。

取組み	担当課
1 男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進します。	
・「知立市男女共同参画プラン」の普及、啓発	協働推進課
2 審議会などへの女性委員の登用を促進します。	
・すべての審議会への女性委員の登用	協働推進課 関係各課
・各種審議会などの女性登用率の向上	協働推進課 関係各課
3 女性リーダーを育成します。	
・社会活動における女性リーダーを育成するための講座などの紹介、参加促進	協働推進課
4 学習活動への参加を促進します。	
・女性問題解決のためのリーダーやアドバイザーの養成	協働推進課
・女性の学習グループ、団体のネットワーク形成への支援	協働推進課



■さまざまな困難を抱える人々への支援の充実

近年の社会情勢の急激な変化により、複合的に問題を抱えている人々も多くあります。そのような中で、まだまだ人々の意識や行動の中に性別による固定的役割分担意識が根強く残っており、困難な状況はさらに男女間で異なっています。

また、同和地区出身であること、障がいがあること、外国人であることなどで、さらに厳しい状況に置かれている女性もあります。

こうしたさまざまな困難を抱えている人々の、それぞれの状況に配慮した支援の充実に努めます。

取組み	担当課
1 基本的人権を尊重した職務を遂行するための教育・啓発を充実します。	
・市職員を対象とした人権研修の継続的な実施	協働推進課 総務課
・研修指導者の養成	協働推進課 総務課
・市職員の講演会などへの参加促進	協働推進課 総務課
・男女共同参画の意識啓発	協働推進課
・個人情報保護のための意識啓発	協働推進課
2 困難を抱えた人々のそれぞれの状況に応じた支援に取り組めます。	
・関係各課の連携をスムーズに行うための体制づくり	協働推進課
・各課および関係機関との連携、協力の強化	関係各課
・通訳やコミュニケーションのための手段を必要とする人々への相談体制の充実	関係各課

■相談・支援体制の充実

女性の人権問題に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、相談窓口や支援体制の周知、充実に努めます。

取組み	担当課
1 相談窓口や支援体制の周知、充実に努め、関係機関との連携を強化します。	
・人権侵害の相談窓口や支援体制の周知、充実	協働推進課 関係各課
・救済制度や支援機関の情報提供	協働推進課 関係各課
・人権救済機関など関係機関との連携、協力	協働推進課 関係各課



3 子ども

《現状と課題》

近年、さまざまな環境や社会的変化を背景に、子どもや子育て家庭をとりまく状況は、ますます変化しています。家庭や地域において人や自然と関わる経験が少なくなり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど子どもの生活が変化する一方で、不安や悩みを抱える保護者が増加するなどさまざまな要因により、「子育て・子育ち」の現状は家庭の養育力の低下を危ぶむ深刻な状況に立ち至っています。乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。この時期、一人ひとりの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることはその後の成長にとって極めて重要であり、子どもが1日の生活時間の大半を過ごす保育所において、人権尊重の意識と行動の基礎を培う人権保育の充実が求められています。

わが国では、1947年（昭和22年）児童福祉法が制定され、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」という理念が掲げられました。

本市におきましては、2005年（平成17年）3月に「知立市次世代育成支援行動計画（知立市子どもプラン）」が策定され、子育てに優しい環境づくり、人を思いやりいたわる心や「生きる力」をはぐくみ、家庭、地域への支援に努めることが明言されました。

そして、これは「知立（ともだち）づくり まちづくり 未来づくり」の趣旨を保育の中に生かしていくものにほかなりません。

1990年（平成2年）に保育所保育指針が改訂され、「人権を大切にする心を育てる保育」が保育の目標として掲げられました。

また、1997年（平成9年）には、『「人権を大切にする心を育てる」保育について』が国から通知され、保育所保育指針に掲げる目標の実現に向けた取組みの一層の推進が求められたところです。

さらに、2000年（平成12年）の改定には、総則の冒頭に「乳幼児の最善の利益を考慮すること」が盛り込まれました。

そして、2008年（平成20年）告示、2009年（平成21年）施行の「保育所保育指針」では、「入所する子どもの最善の利益を考慮し、最もふさわしい生活の場として、その保護者に対する支援及び、地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担う」ことが明記されました。本市においても2009年（平成21年）3月「知立市人権保育指針（思いやりの心をはぐくむ保育）」を策定しました。

子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、知立市のすべての子どもが将来にわたって、人に対する愛情と信頼感を持ち、そしてお互いの人権を尊重し、異なった文化を持つ人たちと共生できる人間として成長できることが必要と考えます。

《施策の方向と取組み》

■子どもの人権尊重の啓発

子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することをめざしている「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨や理念の普及、啓発に努めるとともに、地域で子どもの人権を守る意識づくりを進めます。

取組み	担当課
1 「子どもの権利条約」の理念の普及、啓発に努めます。	
・ 広報紙や市のホームページになどよる情報提供、啓発	協働推進課 子ども課
・ 「児童福祉週間」の周知、啓発	子ども課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによる啓発	協働推進課 生涯学習スポーツ課
2 交流や体験を通じて子どもの人権に対する理解を促進します。	
・ 保育所における人権紙芝居、人権人形劇の実施	協働推進課
・ 児童虐待防止に関する講演会の実施	子ども課
・ 日々の保育生活の中で、お互いの人権を尊重しあえるような保育内容の実施	子ども課
・ 世代間交流事業などふれあいの機会の充実	子ども課 関係各課



■子どもへの人権侵害に対する対応

最近、子どもへの虐待をはじめ、いじめ、体罰などがますます増加しており、これは子どもに対する重大な人権問題です。こうしたことを予防するには、社会全体で対応する必要があります。家庭、地域、学校、関係機関などが連携、協力して、情報を共有化し、予防に努めるとともに、早期発見、早期支援、早期解決などをめざす体制づくりと、相談体制の充実を図ります。

取組み	担当課
1 子どもや保護者のための相談体制を整備します。	
・家庭児童相談室の相談体制の充実	子ども課
・保育園、児童センター、子育て支援センターにおける臨床心理士の巡回相談事業などの充実	子ども課
・ [*] スクールカウンセラーや [*] あいフレンド、 [*] 心の教室相談員などによる相談体制の充実	学校教育課
2 児童虐待の予防・早期発見に努めます。	
・要保護児童対策ネットワーク協議会の充実	子ども課 関係各課
・養育支援訪問の実施	健康増進課
・保育士、教職員などに対する研修の実施	子ども課 学校教育課
3 児童虐待に関する情報の共有化及び関係機関相互の連携を強化します。	
・要保護児童対策ネットワーク協議会の充実	子ども課 関係各課

■子どもの健全育成の推進

子どもが、家庭や地域社会の中で豊かな人間性を持ち、健やかに成長することは、すべての人の願いであり、そのためには家庭、地域、学校などで人を思いやり、いたわる心をはぐくむ幼児教育を推進します。

取組み	担当課
1 子育て支援を推進します。	
・「知立市次世代育成支援行動計画（知立子どもプラン）」の推進	子ども課 関係各課
2 子どもがのびのび育つ環境を提供します。	
・保育園における保育対策など促進事業の充実	子ども課
・放課後児童健全育成事業の充実	子ども課
・児童センター、児童遊園の整備充実	子ども課
・園庭開放の充実	子ども課
・学校施設開放の充実	生涯学習スポーツ課
3 青少年の健全育成に努めます。	
・子ども会活動事業の支援	生涯学習スポーツ課

■地域ぐるみの子育ての充実

近年、少子化、核家族化の進展により、子どもどうしがふれあう機会が減少しており、また家庭における育児不安が広がっています。これらに対応するため、安心して遊び、交流する場の提供や子育てへの支援に努めます。

取組み	担当課
1 子育てを地域で支える環境づくりに努めます。	
・地域子育て支援センター事業の推進	子ども課
・地域子育てサロン事業の充実	子ども課
・つどいの広場事業の実施	子ども課
・子育て支援コーディネーター事業の実施	子ども課

■相談・支援体制の充実

子どもの人権問題に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、相談窓口や支援体制の周知、充実に努めます。

取組み	担当課
1 相談窓口や支援体制の周知、充実に努め、関係機関との連携を強化します。	
・人権侵害の相談窓口や支援体制の周知、充実	協働推進課 関係各課
・救済制度や支援機関の情報提供	協働推進課 関係各課
・人権救済機関など関係機関との連携、協力	協働推進課 関係各課



4 高齢者

《現状と課題》

わが国の平均寿命は、80.5年（1995～2000年の国連推計）という世界最長寿国であり、総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、1970年（昭和45年）に7.1%であったのが、2009年（平成21年10月1日）には22.7%になり、超高齢社会を迎えました。そして、近い将来には4人に1人が65歳以上になるといわれています。

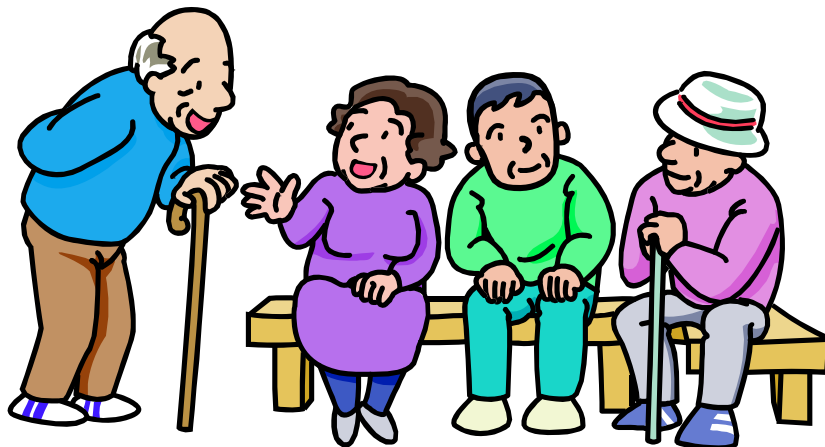
また、本市における総人口に占める65歳以上の割合も、昭和45年に4.5%であったものが、2009年（平成21年10月1日）には15.7%になり、全国の高齢化率より低いものの高い伸び率を示しており、急速に高齢化が進行するものと見込まれます。

わが国では、急速な高齢化の進展により、今後、ねたきりや認知症といった介護を必要とする高齢者が急速に増加することが見込まれており、介護を社会全体で支えるため、2000年（平成12年）から介護保険制度が開始され、その充実などに努めていますが、まだまだ家族に介護の負担が重くのしかかっています。その結果、高齢者に対し殴る、縛る、食事を与えない、世話をしないなど身体的、精神的な虐待や家族による無断での財産の名義変更などの人権問題が起こっています。

そこで本市では、2009年（平成21年）3月に「第4期介護保険事業計画・第5次高齢者福祉計画」を策定しました。この計画は、特に「団塊の世代」が65歳以上となる平成26年を見据え、介護保険制度を持続可能なものとし、また介護予防重視型システムへ転換するなどの制度改革を踏まえて策定され、介護予防事業をはじめ、介護保険サービス、社会活動参加の促進などさまざまな高齢者やその家族を支援する施策を行っています。

高齢者が、自らの能力を発揮し、自立した生活環境を確保し、健康で生きがいを持ち、安心して暮らしていける長寿社会を構築していくことが何よりも重要な課題です。

一方で、高齢者が培った経験と知識は、社会全体の財産であり、これらを社会的資源として活用できるような体制づくりをめざします。



《施策の方向と取組み》

■高齢者の人権尊重の啓発

高齢者に対する身体的、精神的虐待や財産搾取など人権侵害を防止するため、^{*}成年後見制度の啓発や人権尊重の意識の高揚に努めます。

取組み	担当課
1 高齢者の人権尊重に対する意識啓発を推進します。	
・「老人の日・老人週間」の周知、啓発	長寿介護課
・広報紙やパンフレットなどによる啓発	協働推進課 長寿介護課
・高齢者への理解を深める学校教育の充実	学校教育課
・ [*] 成年後見制度利用支援事業の啓発	長寿介護課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによる啓発	協働推進課 生涯学習スポーツ課

■介護予防事業及び介護保険サービス等の充実

高齢者がいきいきと健康で自立した日常生活が送られるよう介護予防事業を推進します。

また、介護保険が必要になった高齢者に対し、施設の整備を促進するとともに、施設サービス及び在宅介護を受けられる体制の充実に努めます。

取組み	担当課
1 高齢者が、いきいきと健康で自立して日常生活が送られるよう介護予防の推進と地域ケア体制の充実に努めます。	
・加齢にともなう生活機能低下を未然に防ぐ介護予防事業の推進	長寿介護課 健康増進課
・地域包括支援センターを中核とした総合的な地域ケア体制の充実	長寿介護課
・虐待防止、早期発見等の権利擁護事業の普及	長寿介護課
2 総合的できめ細かな介護保険サービスを提供し、保健福祉サービスの充実に努めます。	
・訪問介護をはじめとする各種在宅サービスの充実	長寿介護課
・寝具洗濯乾燥サービスをはじめとする在宅福祉サービスの充実	長寿介護課
・健康相談、健康教育、機能訓練、訪問指導等保健サービスの充実	長寿介護課 健康増進課
3 介護サービスの質の確保、向上に努めます。	
・介護サービス提供の場への介護相談員の派遣	長寿介護課

■家族介護の不安、負担の解消

高齢者を介護している家族のニーズに対応した各種サービスの提供に努め、介護者の不安や負担の軽減を図ります。

また、在宅介護に関するさまざまな問題に対し総合相談体制の充実に努めます。

取組み	担当課
1 家族介護の不安、負担の解消に努めます。	
・家族介護教室などの家族介護支援事業の推進	長寿介護課
2 家族に対する各種相談を充実します。	
・介護保険およびその他、総合的相談体制の充実	長寿介護課

■社会活動参加の促進

高齢者が、地域の中での社会活動や活動に参加できる機会を提供することで、楽しくいきいきと暮らせる地域社会を実現するため、高齢者のもつ豊かな経験や知識、技能を活かす機会や交流の場の提供、生きがいがづくりなど自主的活動を支援します。

取組み	担当課
1 経験、知識、技能などを活かす機会の確保に努めます。	
・企業などの就職情報提供による就労支援	長寿介護課 経済課
・シルバー人材センターへの支援	長寿介護課
2 交流の場や生きがいがづくりなどを提供し、地域活動を支援します。	
・社会活動や文化、スポーツ活動に取り組める体制づくりの推進	長寿介護課 生涯学習スポーツ課
・スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習の推進	長寿介護課 生涯学習スポーツ課
・老人クラブなど高齢者組織の育成	長寿介護課
・ボランティア活動などの社会参加の促進	協働推進課 関係各課



■高齢者にやさしいまちづくり

高齢者をはじめ、すべての人が積極的に地域社会の中で活動し、円滑に利用できるよう公共施設や歩道、道路などの^{*}バリアフリー化や^{*}ユニバーサルデザインに考慮した改善に努めます。

取組み	担当課
1 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。	
・「知上市人にやさしい街づくり推進計画」の推進	建築課
・公共施設や歩道、道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進	関係各課

■相談・支援体制の充実

高齢者の人権問題に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、相談窓口や支援体制の周知、充実に努めます。

取組み	担当課
1 相談窓口や支援体制の周知、充実に努め、関係機関との連携を強化します。	
・人権侵害の相談窓口や支援体制の周知、充実	協働推進課 関係各課
・救済制度や支援機関の情報提供	協働推進課 関係各課
・人権救済機関など関係機関との連携、協力	協働推進課 関係各課



5 障がい者

《現状と課題》

国連は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」国際的原則である「国連障害者の権利条約」を2006年（平成18年）12月に採択し、日本は、2007年（平成19年）9月28日に署名しました。わが国としては、国内施策と国際協力への条約の理念の反映ならびに批准と国内履行という大きな課題に対応することが求められます。

一方、わが国の障がい者に関する施策は、2003年（平成15年）4月に身体障がい者、知的障がい者、障がい児に対する「支援費制度」の導入が決まり、従来の措置制度から大きく転換しました。

しかし、この制度導入によりサービス利用者が急増し、財源確保の問題や、知的障がい、精神障がいという障がい種別ごとに縦割りで整備が進められてきたことから「格差」が生じたことや、事業体系の複雑化などの問題が発生し、また、精神障がい者は支援費制度にすら入っていない状況の改善が必要であることも指摘されていました。

さらに、各自治体のサービス提供体制と整備状況が異なり、全国共通のサービス利用ルールもないため大きな地域間格差も生まれています。結果的に、働く意欲のある障がい者が必ずしもその機会を得られていないという状況も見えてきました。

こうした制度上の問題を解決し、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」を2005年（平成17年）10月31日に制定し、2006年（平成18年）4月1月から順次施行されています。

本市では、1998年（平成10年）3月に「知立市障害者基本計画」を策定しましたが、国の「障害者基本計画」や本市の「第5次総合計画」の策定にともない見直しを行い、2004年（平成16年）3月に「知立市障害者計画はっぴいぷらん」を策定しました。

そしてまた、国の「障害者自立支援法」制定を受けて見直しを行い、2007年（平成19年）3月に「知立市障害者計画・障害福祉計画はっぴいぷらん」が策定されました。

現在、障害福祉計画の検証・評価を踏まえて2007年（平成21年）3月に「第2期知立市障害福祉計画」を策定し、「知立市人にやさしい街づくり推進計画」と一体的に、障がい者施策の総合的な推進を図ってきましたが、現実には^{*}ノーマライゼーションの取組みは遅々として進んでおらず、社会参加の基本である就労機会さえ十分に得られない状況にあり、さらに障がい者福祉施策の充実をめざします。

《施策の方向と取組み》

■障がい者の人権尊重の啓発、情報提供の推進

障がい者に対する差別や偏見などの人権侵害を防止するため、市民へ人権尊重の意識づくりに努めるとともに、障がい者団体などへの支援や市民、障がい者への情報提供を推進します。

取組み	担当課
1 障がい者への人権尊重意識の啓発を推進します。	
・ 広報紙や市のホームページなどによる情報提供、啓発	福祉課 協働推進課
・ 「障害者の日・障害者週間」の周知、啓発	福祉課
・ 障がい者への理解を深める学校教育における心の教育の推進	学校教育課
・ 校内における障がい者との交流教育の推進	学校教育課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによる啓発	協働推進課 生涯学習スポーツ課
2 障がい者団体などへの支援や市民、障がい者への情報提供を推進します。	
・ 障がい者団体への事業委託などによる活動支援	福祉課
・ ボランティアセンターへの支援	福祉課
・ 社会福祉協議会などによる自立生活に関する情報提供	福祉課
・ 聴覚障がい者や視覚障がい者などへのコミュニケーション手段の支援	福祉課



■自立を支える基盤整備

障がい者が、自己決定の尊重と実現を実行するため、自立し、楽しくいきいきと暮らせるような基盤整備を図り、相談体制の充実に努めます。

また、障がい者を始め、すべての人が積極的に地域社会の中で活動し、円滑に利用できるよう公共施設や歩道、道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザインに考慮した改善に努めます。

取組み	担当課
1 障がい者の保育や教育などの環境づくりに努めます。	
・子育て支援体制や母子保健事業、療育指導事業、障がい児保育の充実	子ども課 関係各課
・特別支援学級や教育設備の充実	学校教育課
・障がい児教育担当教員の研修の充実	学校教育課
・精神障がい者への支援や難病患者など居宅生活支援の推進	福祉課
2 障がい者や家族の生活を支援します。	
・ [*] スクールカウンセラーによる相談の充実	学校教育課
・総合的な相談体制の充実	福祉課
・ [*] 成年後見制度、地域福祉権利擁護事業への支援	福祉課
3 障がい者にやさしいまちづくりを推進します。	
・「知立市人にやさしい街づくり推進計画」の推進	建築課
・公共施設や歩道、道路などの [*] バリアフリー化や [*] ユニバーサルデザインの推進	関係各課

■働きがいと生きがいの確保

障がい者が、自ら人生を選択し、生きていくうえで働くことや社会活動に参加できるよう、各施設への支援、社会活動に参加できる機会や交流の場の提供などに努めます。

取組み	担当課
1 障がい者が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。	
・作業所や授産施設などへの支援	福祉課
・障がい者雇用の促進	福祉課 経済課
・職親制度の活性化	福祉課
2 地域活動などへの参加を支援します。	
・地域生活支援事業の充実	福祉課
・手話通訳者派遣事業などの推進	福祉課
・文化、スポーツ活動への参加促進	福祉課
・交流の場の提供、利用促進	福祉課

■地域福祉サービスの充実

障がい者が、選択した生き方を実現し、安心して地域で暮らせるよう、また障がい者を介護している家族のニーズに対応した各種サービスを提供するため、地域福祉サービスの充実に努めます。

取組み	担当課
1 障がい者や家族の生活を支援します。	
・施設福祉サービス供給のため施設への支援や施設の共同利用化の促進	福祉課
・介護サービスなどの充実	福祉課
・ヘルパーなどの育成、確保	福祉課
・身体障がい者住宅改修	福祉課
・移動支援事業など移動の確保への支援	福祉課

■相談・支援体制の充実

障がい者の人権問題に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、相談窓口や支援体制の周知、充実に努めます。

取組み	担当課
1 相談窓口や支援体制の周知、充実に努め、関係機関との連携を強化します。	
・人権侵害の相談窓口や支援体制の周知、充実	協働推進課 関係各課
・救済制度や支援機関の情報提供	協働推進課 関係各課
・人権救済機関など関係機関との連携、協力	協働推進課 関係各課

※知立市では、「障がい」という言葉について、法令や計画などの固有名詞を除き、「害」はひらがなで表記をしよう推進しています。



6 外国人

《現状と課題》

国際化の進展にともない、わが国の経済や社会は大きく変化し、それにともない外国人が急激に増加しています。2008年（平成20年）末現在における外国人登録者数は、約222万人となり、10年前の1998年（平成10年）末の約151万人から約47%の増加です。

このような外国人の急激な増加にともない、言語、文化、習慣、価値観の違いによる誤解などから、近隣住民との間にトラブルが生じたり、相互理解が不十分であることから外国人に対する差別や偏見などの人権問題が生じています。

また、戦前からの歴史的経緯を背景に持つ韓国、朝鮮国籍などを有する特別永住者の人たちは、その多くが日本で生まれ、育ち、生活をしているにもかかわらず、無理解や差別、偏見などを受けています。

こうした中、わが国では、1995年（平成7年）に人種、皮膚の色、世系又は民族的・種族的出身に基づくあらゆる差別を禁止した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」を批准しました。

本市における外国人登録者数は、1999年（平成11年）4月1日現在では、1,251人であったのが、2010年（平成22年）4月1日現在には、4,278人と約3.4倍に増えており、また総人口に占める割合も約6.2%となっています。この割合は、愛知県内においても上位にはいっており、国籍別に見ると、ブラジルの人たちが全体の約68.8%と最も多く、2番目にフィリピンの人たちで8.8%、3番目に中国の人たちで8.4%と続きます。

上記のような本市の状況からも、地域社会に異なる文化、言語、宗教、習慣などを持つ人々が増えているため、お互いが理解し、認めあい、学びあって交流を深め、差別意識を解消する、多文化共生の社会づくりが必要です。



《施策の方向と取組み》

■外国人の人権尊重の啓発

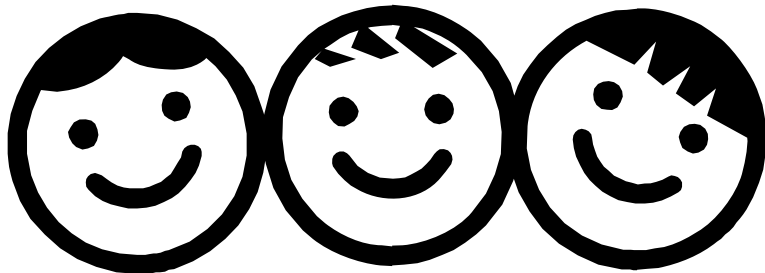
外国人に対する差別意識や偏見の解消に向け、外国人を理解するための啓発の推進や人権意識の高揚に努めます。

取組み	担当課
1 外国人の人権尊重に対する意識啓発を推進します。	
・ 広報紙やパンフレットなどによる啓発	協働推進課
・ 人種差別撤廃条約の周知	協働推進課
・ 国際理解教育の推進や異文化理解を尊重する感覚の育成	学校教育課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによる啓発	協働推進課 生涯学習スポーツ課

■外国人との交流機会の拡充

多文化共生の社会を実現するため、お互いの文化を学ぶ機会や各種の交流する場を積極的に提供し、国際理解、相互理解を推進します。

取組み	担当課
1 国際相互理解のための教育、啓発、交流の推進に努めます。	
・ 中学生や市民の海外姉妹都市への派遣	協働推進課
・ 外国人講師による学習機会の提供	協働推進課 学校教育課
・ 知立市国際交流協会による各種イベント、講座の開催	協働推進課
・ 外国語教育、国際理解教育の充実	学校教育課
・ 異文化理解の学習機会の継続	学校教育課
・ 総合的な学習の時間での外国文化の紹介	学校教育課



■外国人が暮らしやすいまちづくり

在住外国人は、日常生活を送るうえで文化や習慣の違いにより、地域社会の中でさまざまな問題が発生しやすいため、各種情報提供や相談体制の充実など生活環境づくりに努めるとともに意思の疎通を図り、暮らしやすいまちづくりに努めます。

取組み	担当課
1 外国語による情報を提供します。	
・広報紙や市のホームページなどの外国語による情報提供	協働推進課
・外国語による市民サービスなどの情報提供	関係各課
2 外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。	
・外国人相談の充実	市民課
・市役所内手続きのポルトガル語通訳による補助	市民課
・外国人の職業相談に関する情報の提供	経済課
・外国人講師による児童生徒の学習、学校生活のサポート	学校教育課
・多文化共生推進協議会など関係機関との連携、協力	協働推進課

■相談・支援体制の充実

外国人への人権問題に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、相談窓口や支援体制の周知、充実に努めます。

取組み	担当課
1 相談窓口や支援体制の周知、充実に努め、関係機関との連携を強化します。	
・人権侵害の相談窓口や支援体制の周知、充実	協働推進課 関係各課
・救済制度や支援機関の情報提供	協働推進課 関係各課
・相談における通訳の補助	市民課 関係各課
・人権救済機関など関係機関との連携、協力	協働推進課 関係各課



7 HIV感染者、ハンセン病患者・元患者など

《現状と課題》

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染により引き起こされる免疫不全症候群を、特にエイズと呼びます。HIVの感染経路は限られており、その伝染力は強くないため、正しい知識を持って行動すればHIVの感染を予防することは可能ですが、全国のHIV感染者及びエイズ患者（以下「HIV感染者等」という。）の数は、毎年、増加の傾向が続いています。

HIV感染症の治療は、近年、非常に進歩してきており、抗HIV薬の投与によりウイルスの増殖を抑え、エイズの発病を抑えることが可能になってきています。

しかし、今のところウイルスを体内からなくすることは不可能であり、終生、薬剤を服用しなければなりません。

わが国では、1998年（平成10年）からHIV感染者等を免疫機能障害として障がい認定の対象とし、また、1999年（平成11年）には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行し、支援体制を整備しました。

しかし、HIV感染者等に対し誤った知識や情報、理解不足などで差別や偏見が存在しているのが現状です。

また、ハンセン病はらい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないこともわかっています。

しかし、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、「らい予防法」により施設入所を強制する隔離政策が行われ、患者はもちろん、その家族もいわれのない偏見と差別を受けていました。

1996年（平成8年）「らい予防法」が廃止され、強制隔離政策が終結し、2001年（平成13年）には、熊本地方裁判所で隔離政策は不当であるとの判決が出されましたが、療養所入所者の多くが、病気は治っているにもかかわらず、社会や家族、親族と長期間隔離されたこと、入所者本人の高齢化や後遺症、外見上に対する差別や偏見などにより施設を退所し社会復帰することが困難になっています。

最近では、HIV感染症やハンセン病のほかにもさまざまな感染症があり、社会的な関心は高まっています。こうしたことから、感染症に対する正しい知識の普及、理解の促進に努め、感染症患者、元患者やその家族がいわれのない差別や偏見を受けることのない社会を築くことが重要です。

《施策の方向と取組み》

■感染症患者などの人権尊重の啓発

感染症患者や元患者に対する差別や偏見を解消するため、また感染症の予防対策として、感染症に対する正しい理解を図るための教育、啓発活動を充実し、感染症患者などの人権尊重の意識づくりに努めます。

取組み	担当課
1 感染症に対する正しい理解を図るための教育、啓発活動の充実に努めます。	
・ 広報紙や市のホームページなどによる情報提供、啓発	健康増進課
・ パンフレット、小冊子などによる情報提供、啓発	健康増進課
・ 「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによる啓発	協働推進課 生涯学習スポーツ課
・ 「ハンセン病を正しく理解する週間」「世界エイズデー」の周知、啓発	学校教育課
・ 性教育・エイズ教育の推進	学校教育課 健康増進課
・ 感染症に関する周知、啓発	健康増進課
・ レッドリボン（エイズに関する差別や偏見の撤廃のシンボル）の啓発	健康増進課

■感染症患者や元患者などの社会参加への支援

感染症患者や元患者などが安心して社会活動に参加できるよう、心身の健康づくり活動を始めとした環境づくりに努めます。

取組み	担当課
1 社会活動参加への環境づくりに努めます。	
・ 感染症患者や元患者などの心身の健康づくりを支援するため、健康相談及び心の健康相談窓口の情報提供、啓発	健康増進課
2 感染症患者や元患者などの就労支援	
・ 感染症患者や元患者などが就労するためハローワークなどの利用促進、情報提供	経済課

■相談・支援体制の充実

HIV感染者、ハンセン病患者・元患者などへの人権問題に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、相談窓口や支援体制の周知、充実に努めます。

取組み	担当課
1 相談窓口や支援体制の周知、充実に努め、関係機関との連携を強化します。	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害の相談窓口や支援体制の周知、充実 	協働推進課 関係各課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救済制度や支援機関の情報提供 	協働推進課 関係各課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権救済機関など関係機関との連携、協力 	協働推進課 関係各課



8 さまざまな人権をめぐる問題

《現状と課題》

重要課題として、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者・元患者などを取り上げましたが、その他にもさまざまな人権問題が存在しています。

特に、わが国では情報化社会が急速に発達し、不特定多数の人々が見たり、書き込むことのできるインターネットなどの掲示板などを利用し、その匿名性から名誉を毀損する情報やプライバシーを侵害する情報、差別を助長する情報を書き込むなどの問題が発生しています。

こうした問題に対応するためわが国では、2002年（平成14年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任法）」を施行しましたが、この法律はプロバイダ（掲示板の管理者）の自主的対応を促すため、その免責事項を規定しているもので、被害者からの掲示板などへの差別的な掲載に対するプロバイダの削除義務を明確に規定していないなどの問題が指摘されています。

また、現代社会では個人情報本人の意思とは無関係に流出し、利用され、プライバシーを侵害される問題が起きています。

こうしたことから、本市では2001年（平成13年）に「知立市個人情報保護条例」を施行し、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、情報管理のセキュリティの強化を図り、個人情報の保護に努めています。

そのうえで、市の職員をはじめ、市民一人ひとりがプライバシーの観点から個人情報の取扱いには細心の注意を払って取り組む必要があります。

このほかにも、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族など多くの人権問題が存在します。

また、社会情勢の変化にともない今後もさまざまな人権問題が発生すると考えられ、それらに対する的確な対応が必要です。



《施策の方向と取組み》

■さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚

さまざまな形で人権問題は存在しており、それぞれの状況に応じ正しく理解できるよう啓発活動を推進するとともに、人権意識の高揚に努めます。

取組み	担当課
1 さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚を図る教育・啓発を推進する。	
・広報紙やパンフレットなどによる啓発	協働推進課 関係各課
・さまざまな人権に関する学習機会の提供	協働推進課 関係各課
・「人権問題を考える講演会」や「人権週間」などによる啓発	協働推進課 生涯学習スポーツ課

■個人情報保護の意識啓発及び体制強化

インターネット上の人権侵害や個人情報の流出などプライバシーの問題は、その体制整備も大切ですが、職員をはじめ、市民一人ひとりの人権意識が重要です。

個人情報保護の体制強化を図るとともに、プライバシーの重要性について啓発に努めます。

取組み	担当課
1 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解の意識啓発に努めます。	
・プライバシーや個人情報保護などに関する意識啓発の推進	協働推進課 関係各課
・「プロバイダ責任法」の普及、啓発	協働推進課
2 市職員の個人情報取扱いに対するモラルの向上に努めます。	
・職員研修などによる個人情報保護及び個人情報に対するセキュリティ意識の向上	企画政策課 総務課 関係各課
3 個人情報に対するセキュリティの強化に努めます。	
・個人情報に関する情報セキュリティ対策の徹底	企画政策課
・知立市個人情報保護条例の周知	総務課

■新たな人権問題への対応

社会経済情勢の変化により新たに発生する人権問題に対応するため、関係機関と連携し、その把握に努めるとともに情報提供を図ります。

取組み	担当課
1 新たな人権問題の把握に努め、情報提供を図ります。	
・新たな人権問題に対し関係機関などと連携し、情報の収集、提供	協働推進課 関係各課

■相談・支援体制の充実

さまざまな人権問題に対し適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、相談窓口や支援体制の周知、充実に努めます。

取組み	担当課
1 相談窓口や支援体制の周知、充実に努め、関係機関との連携を強化します。	
・人権侵害の相談窓口や支援体制の周知、充実	協働推進課 関係各課
・救済制度や支援機関の情報提供	協働推進課 関係各課
・人権救済機関など関係機関との連携、協力	協働推進課 関係各課



第5章 計画の推進

1 基本的な姿勢

市民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、多様な人権問題を解決、解消していくためには、広い視野に立って取組みを進めることが必要であり、行政や関係機関は重要な役割を担っているといえます。

こうしたことから、市においては、関係機関と連携しながら、人権尊重の社会を実現するため、諸施策の取組みを進めます。

2 推進体制

人権教育・啓発に関する行動計画を総合的かつ効果的に推進するため、「人権施策推進本部」を中心とした全庁的な取組みを進めます。計画の推進にあたっては、関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的に諸施策の推進に努めるとともに、この計画の趣旨を十分踏まえ、実施します。

また、人権に関する施策が、広範な取組みとして展開されるよう、関係機関などと緊密に連携、協力しながら推進します。

3 継続的な取組み

人権問題は、社会の複雑多様化や情報化、高度化などその時々の流れの中で変化し、さまざまな形で新たに問題が発生する可能性があります。時代のニーズにあった施策の実施に努め、継続的な取組みを進めます。

そこで、この計画に掲げた内容については、人権施策推進本部の下、実施計画を策定し、進捗状況を把握することで適切な進行管理を行います。

また、人権をとりまく社会情勢の変化などによって、この行動計画を変更する必要性が生じた場合には、その見直しを行いません。

「人権教育・啓発に関する知立市行動計画」

発行年月 平成 23 年 3 月
発行 知立市企画部市民協働課
〒472-8666
愛知県知立市広見 3 丁目 1 番地
TEL 0566-83-1111 (代表)